

障害者基本計画、しごとサポーター養成へ 就労支援で内閣府原案

内閣府の障害者政策委員会は8月7日、2018年度からの第4次障害者基本計画の策定に向け、就労支援や障害者差別解消について議論した。本文の案に、職場内で精神・発達障害のある同僚を見守る「しごとサポーター」の養成を進めることを盛り込んだ。

企業で働く有志が精神疾患の特性などを2時間ほどの講座で学び、各職場で精神障害者らに声掛けすることで就労定着を後押しする。厚生労働省は今秋から都道府県単位で養成講座を開始し、2017年度内に2万人を養成する方針。18年4月から精神障害者の雇用も義務化されることが背景にある。

差別解消関連では権利擁護を推進する観点から、障害者の意思決定支援指針（厚労省が今年3月に策定）の普及を図る。成年後見制度も利用を促しつつ、被後見人の欠格条項を見直すとした。

司法手続きの関係では、被疑者・被告人となった障害者の意思疎通に配慮するよう、職員を研修す

る。矯正施設の障害者の社会復帰支援についても施設職員に研修を行う。

3日の内閣改造で1億総活躍担当大臣に就いた松山政司大臣は7日の同委員会に出席し「第4次計画期間中は東京五輪・パラリンピック、障害者権利条約批准後の国連障害者権利委員会による初めての審査というわが国にとって重要な日程が控えている」とあいさつした。

障害者基本計画は政府が障害者施策の基本的な方向を定める5か年計画で、現行の第3次計画(2013～2017年度)は施設入所者の地域生活への移行など45項目について成果目標を掲げている。

政策委員会は障害者基本法により障害当事者や事業者団体代表者らが委員（計30人）を務める。障害者基本計画の原案に意見を述べ、計画策定後はその実施状況をチェックする役割を持つ。

（福祉新聞・第2823号 2017年8月14日）